

公的研究費の運営・管理に関する規則

制定 平成27年3月17日

一般財団法人 発電設備技術検査協会
溶接・非破壊検査技術センター

公的研究費の運営・管理に関する規則

技術規則第5号 平成27年3月17日制定

(目的)

第1条 本規則においては、一般財団法人発電設備技術検査協会（以下「協会」という。） 溶接・非破壊検査技術センターにおける公的研究費の適正な運営・管理のために必要な事項を定める。

(最高管理責任者)

第2条 協会全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとして、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は理事長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理を統括するものとして、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は溶接・非破壊検査技術センター所長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、基本方針に基づき具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は溶接・非破壊検査技術センター管理グループ長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示のもと、公的研究費の適正な運営・管理のための対策を実施し、実施状況を統括管理責任者へ報告するものとする。

(行動規範)

第5条 職員は、公的研究費の運営・管理にあたって、法令等の社会的規範はもとより、内部規律を厳格に遵守するものとする。

2 職員は、公的研究費の運営・管理にあたって、公的研究費が国民の税金で賄われていることを強く認識し、適正に運用・管理するものとする。

(適正な運営・管理のための環境整備)

第6条 統括管理責任者は、不正を誘発する要因を除去し、適正な運営管理の

基盤となる環境を整備するため、以下の対策を講じなければならない。

- (1) 公的研究費の事務処理手続きに係るルールを明確にすること。
- (2) 公的研究費の事務処理手続きに係る職務権限を明確にすること。
- (3) 関係者の意識向上のため、職員に対しコンプライアンス教育を実施し法令遵守についての意識の浸透を図るとともに、誓約書等の提出を求めること。

(不正防止計画の策定・実施)

第7条 統括管理責任者は、不正を発生させる要因に対応するための不正防止計画を策定するものとする。

- 2 不正防止計画の推進を担当する防止計画推進担当を、溶接・非破壊検査技術センターに置く。
- 3 防止計画推進担当は、不正防止計画を実施し、実施状況を確認する。
- 4 防止計画推進担当は、不正防止計画の実施状況を、定期的に最高管理責任者に報告するものとする。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理を確保するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 予算の執行状況の確認と適正な研究の遂行管理。
- (2) 職員と業者との癒着等を防止するために必要な対策。(必要に応じて誓約書の提出を業者に求めること等を含む。)
- (3) 有効に機能する発注・検収業務のための体制の構築及び運営。
- (4) その他公的研究費の適正な運営・管理に必要な対策の策定及び実施。

(相談窓口)

第9条 協会における公的研究費の使用、管理等に関する事項について協会内外からの相談を受け付ける窓口を溶接・非破壊検査技術センター管理グループに置く。

- 2 相談窓口は、ホームページ等を通じ協会内外に周知する。

(通報窓口及び通報等の取り扱い)

第10条 協会における公的研究費の使用、管理等に関する事項について協会内外からの通報を受け付ける窓口を業務管理監とする。

- 2 通報窓口は、ホームページ等を通じ協会内外に周知する。
- 3 通報等を受け付けた場合、最高管理責任者は、受け付けの日から30日以内にその内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、その結果を配分機関に報告するものとする。
- 4 調査が必要と判断された場合、最高管理責任者は、調査委員会を設置して調査を実施し、不正の有無、不正がある場合はその内容、関与した者、関与の

程度、不正使用の相当額等の認定を行う。

- 5 前項に係る調査体制については、公正かつ透明性の確保の観点から、協会に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む調査委員会を設置するものとする。
- 6 第三者の調査委員は、協会及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 7 最高管理責任者は、調査に関し、必要に応じ、調査の対象となっている公的研究費の使用停止を命じることとする。
- 8 調査の実施に際しては、調査方法、調査対象等について配分機関に報告、協議を行うものとする。
- 9 最高管理責任者は、通報等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し配分機関に報告するものとする。
- 10 この他、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 11 調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、配分機関による調査対象案件に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じるものとする。

（措置）

- 第 11 条 調査委員会において不正が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、当該不正に関与した者について、職員就業規則に則り相応の処分を行うものとする。
- 2 不正に関与した業者についても関与の程度により相応の処分を行うものとする。

（内部監査）

- 第 12 条 内部監査員を、溶接・非破壊検査技術センターに置く。
- 2 内部監査員は、公的研究費の適正な管理のために必要な内部監査を定期的実施するものとする。
 - 3 内部監査においては、財務情報に対する監査のほか、管理体制の不備についても監査を行うものとする。
 - 4 内部監査の実施に当たっては、防止計画推進担当のほか、監事との連携を図るものとする。

附則(平成 27 年 3 月 17 日)

1. この規則は、平成 27 年 3 月 17 日から実施する。